

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国 南カリフォルニア大学 ロースクール
提出書面 平成26年4月10日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日～同月31日） 南カリフォルニア大学ロースクール春学期講義		
キーワード欄 ・南カリフォルニア大学春学期の受講科目その他について ・その他の活動		

報告書（平成26年3月）

平成26年4月10日

宮崎地裁判事補

畑 政和

1 春学期の授業（一部）について

(1) Legal Writing

Appellate Brief（控訴準備書面）の作成に取り組んだ。控訴審における Standard of Review や Summary Judgment の Standard of Review に関してケースを調査する必要があるものであり、これらの点においても勉強になった。また、米国において裁判所提出書面の書き方に関する講義も、我が国におけるよりも内容や作法において体系だったものがあり興味深かった。

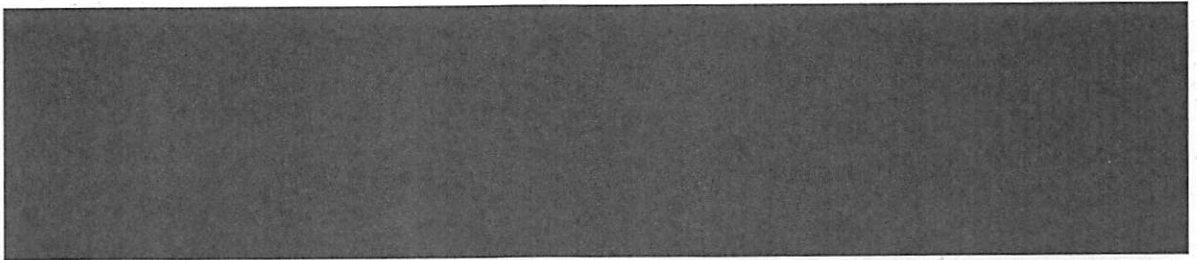
(2) Appellate Court Visit

南カリフォルニア大学では、カリフォルニア州の Appellate Court が、ロースクール生に対する教育目的で、実際のセッションをロースクールの教室で行うというイベントを毎年行っているとのことで、その傍聴をした。Court Visit というイベント自体、日本では考えられないようなものなので、大変興味深かったが、裁判所の警備員や廷吏を含め、一切の人的資源が供出されており、裁判所にとっても相当の負担がありそうであった。

セッションの内容は、医師が原告となって、自身の患者に対する対応に関してされたレビューがネガティブなもので、それを原因に契約関係を終了されたことを不満として、その所属するメディカルグループを訴えたというものであったが、医療制度自体日本とは相当異なるので理解が難しかった。裁判官は、法律に関して素人の原告医師に対しても、主張の法的意味に関して裁判例を

参照して釈明を求めるなど、我が国では考えにくい訴訟指揮を行っていたのは意外というか、裁判官の個性が相当反映されているように思った。

2 研究以外について



平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国 南カリフォルニア大学 ロースクール
提出書面 平成26年5月11日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月1日～同月30日） 南カリフォルニア大学ロースクール春学期講義		
キーワード欄 ・南カリフォルニア大学春学期の受講科目その他について ・その他の活動		

報告書（平成26年4月）

平成26年5月11日

宮崎地裁判事補

畑 政和

1 春学期の授業（一部）について

（1）First Amendment

Government Speech に関する議論は、日本のロースクールであまり触れられることがなかったので興味深かった。政府自身の言論については、表現の自由条項の適用が排除されるというものだが、政府が行う種々の活動について、政府の役割を、規制者（regulator）、支出者（spender）及び表現者（speaker）に分類した上で分析を進めるといふ議論の在り方について日本ではほとんど見られないように思われ、有用な視点を得たと感じた。

（2）Business Organization

講義は、ビジネスを行うにあたりいかなる形態を採用すべきかという視点から進められるところ、このような切り口は日本のロースクールでは乏しいところかと思われ、また裁判所での勤務ではあまり意識しないところであるので、新鮮であった。LP, LLP, LLLP や LLC といったハイブリッドのビジネス形態について講義で扱われたが、組合と株式会社が2つの大きな対立軸であり、どちらに引き付けて分析するか（ないしはビジネス形態を選択するか）という視座を得た。また、課税がいかになされるかに関する考慮に相当の力点が置かれていたのも米国的なものと感じた。

（3）期末試験について

期末試験が近づき、試験勉強を本格化させたところ、南カリフォルニア大学では、教員が積極的にレビューセッションの時間を設け

ているのは有益である。

2 研究以外について



平成 2 5 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 6 回）

氏名 畑政和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国 南カリフォルニア大学 ロースクール
提出書面 平成 2 6 年 6 月 1 3 日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 5 月 1 日～同月 3 1 日） 南カリフォルニア大学ロースクール春学期末試験 同ロースクール卒業式		
キーワード欄 ・南カリフォルニア大学春学期末試験について ・その他の活動		

報告書（平成26年5月）

平成26年6月13日

宮崎地裁判事補

畑 政和

1 春学期末試験について

First Amendmentのエッセイ問題のテーマは人種問題と象徴的言論であった。我が国ではそれほどポピュラーでないテーマでもあり、事例の意味がなかなかピンとこなかった。具体的には、黒人団体の指導者が路上で行っているスピーチに反対するグループが、スナックのオレオをスピーカーに投げつけるとか路上に投棄し、それを原因に暴行や条例違反で起訴されたというものであった。オレオと人種問題を結びつける発想はそれまで自分にはなかったもので、新鮮であった。

南カリフォルニア大学ロースクールでは、期末試験は softest というソフトをインストールした上で、各自のパソコンを用いて行われており（同ソフトをインストールすると、インターネットへの接続等ができなくなる。米国司法試験でも同様のソフトが用いられているとのこと。）、自分のロースクール時代の期末試験や司法試験で、hand writing のために手が痛くなったのが遠い過去のことのよう感じた。

2 卒業式について

LL.M の学位取得が確定しない中で、学位授与式が行われ、それに参加した。レガリアをまとって卒業式に参加するのは初めての経験であった。成績優秀者に加入が許される honor society の一員となることができたので（秋学期の成績に基づく）、自分の氏名がパンフレットに記載されたのは良い記念になった。

2 研究以外について

卒業式の翌日に、LL.M プログラムのクラスメイトと懇親の機会をも

った。さまざまな国からの留学生と交流の機会を持てたことを改めて実感するとともに、卒業がやや名残惜しかった。

また、試験後からは、8月から在籍する大学院を変更する予定としているため、住居や移動手段等の準備にとりかかった。

平成 2 5 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 7 回）

氏名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国 南カリフォルニア大学 ロースクール
提出書面 平成 2 6 年 7 月 1 1 日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 6 月 1 日～同月 3 1 日） Los Angeles County Clara Shortridge Foltz Criminal Justice Center 訪問		
キーワード欄 ・ 刑事法廷傍聴 ・ その他の活動		

平成26年7月11日

宮崎地裁判事補

畑 政和

1 刑事法廷傍聴

ロサンゼルス郡の刑事専門の裁判所である Clara Shortridge Foltz Criminal Justice Center を訪問し、数件の刑事法廷の傍聴をした。

を傍聴した。事件の内容のみならず、このような起訴の在り方についても興味深く感じた。この被告人は更に追起訴の予定があるようで、今後も同人に対する裁判は継続するとのことだった。

陪審に対する証拠のプレゼンテーションについて、我が国においては裁判員の心理的負担に相当配慮していたが、同法廷では、証人尋問の際に死体等一般人にはショッキングと思われる写真がマスキング等特段の措置なく提示されていたのには驚いた。全面的に争われている事件であり、証拠法上の制約が大きいこともあってか、書証に依拠した立証はほとんどされておらず、我が国では証人尋問まで行われないような事項まで各2～3分程度の証人尋問が行われていることは、我が国との審理違いの大きさを感じた。

その他、DUI（飲酒運転）及びその機会の死亡事故で起訴された被告人の法廷を傍聴したが、その中で、法廷内での検察官と被告人との間の司法取引の手続を傍聴することができた。法廷内、裁判官の面前で検察官が権利告知した上で、取引の内容を確認してこれを成立させるというもので、法廷内でこのような手続がされることは相当興味深かった。事件担当の刑事裁判官は、取引の成立を相当強く進めていた

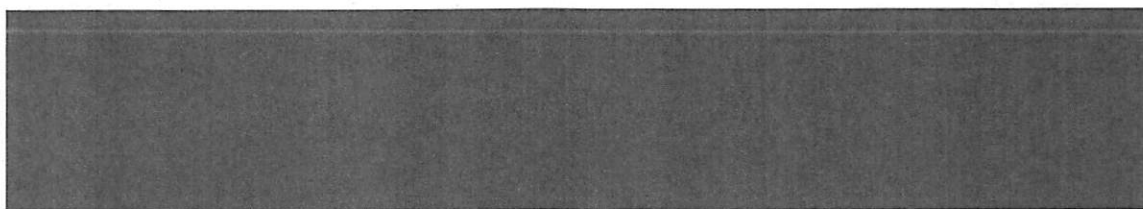
様子がうかがわれ、一見すると民事法廷のようだったのが印象に残った。

夏休み期間中ということで、検察官のオフィスでエクスターンをしているロースクールの学生が証人を法廷内に案内したり、証人の出頭状況の確認をしたり、忙しそうに働いていたことは、米国での教育の在り方の一端を示しているように思った。

2 今後の予定

南カリフォルニア大学で憲法の授業を受け持っていた裁判官教員にコンタクトを取り、同裁判官訪問、民事裁判傍聴の予定をたてた。

3 研究以外について



平成 2 5 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 8 回）

氏名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国 フォーダム大学ロース クール
提出書面 平成 2 6 年 8 月 2 5 日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2・6 年 7 月 1 日～同月 3 1 日） Los Angeles Superior Court Stanley Mosk Courthouse 訪問		
キーワード欄 ・ 民事法廷傍聴 ・ その他の活動		

平成26年8月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡（第8回）

平成26年7月1日から同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 民事法廷傍聴

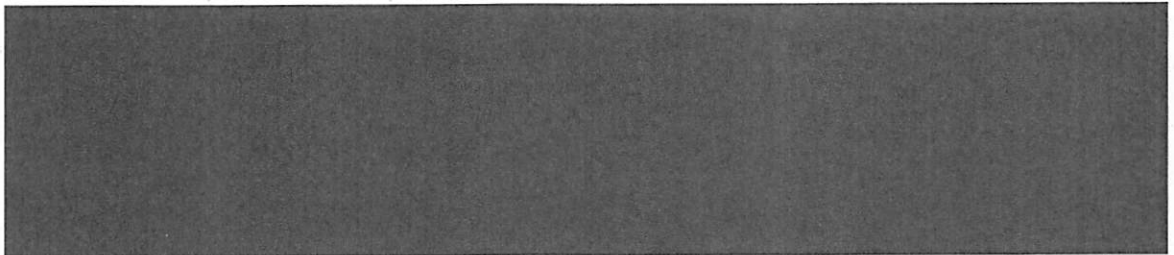
南カリフォルニア大学ロースクールで憲法の講義を担当していた
[REDACTED]にコンタクトをとって、ロサンゼルス郡の民事専門
の裁判所である Stanley Mosk Courthouse を訪問した。同裁判官に、傍聴に
適した事件をピックアップしていただき、そのトライアルを陪審員選任から
最終弁論まで傍聴することができた。

同事件は、乗用車を運転していた80代のベトナム系アメリカ人と30代
のアメリカ人のバイク運転手との間の交通事故に関する損害賠償請求事件で
あったところ、陪審員選任の手続において、「アジア系の自動車の運転には問
題があると思うか」とかいった（これは米国では典型的な race に基づく偏見）、
race に関して持っている偏見に関する質問が相当されており、実際、強いバ
イアスがあるとして不選任とされた候補者がいたのが印象的であった。裁判
官の好意で、裁判官室で裁判官と両当事者代理人が候補者に質問するという
非公開の手続も傍聴することができたが、スペイン語と少しの英語しか理解
できない候補者に対し、その場の全員がスペイン語で質問、コミュニケーション
をとっていたのは、ロサンゼルスらしいところであると感じた。

トライアルにおいては、冒頭陳述におけるパワーポイントの活用（その中

では現場写真の引用もあった。), バイクの速度に関して専門家証人が多数証言における, ホワイトボードその他の活用など, 陪審に対するわかりやすいプレゼンテーションが当然に行われていた。裁判官の役割は進行と証拠(証言)の採否といった限定的なものである点が実感できた。実際の自分の目で見ただけで, それまで学習した訴訟手続への理解が深まったと感じた。

2. 研究以外について



以 上

平成 2 6 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 9 回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提 出 書 面 平成 2 6 年 9 月 2 0 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 8 月 1 日～同月 3 1 日） 同月 1 1 日より フォーダム大学ロースクールオリエンテーション 同月 2 5 日より フォーダム大学ロースクール秋学期		
キーワード欄 ・ XXXXXXXXXX ，生活のセットアップ ・ フォーダム大学秋学期の授業について		

平成26年9月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡 (第9回)

平成26年8月1日から同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期に登録した授業の一部

(1) Constitutional Tort

我が国における国賠法に相当する分野であり、多くの Civil rights ケースを扱うもの。米国においては連邦制に由来する独特の cause of action が準備されており、また適正手続きに関しても興味深い議論がある。

(2) 量刑法政策

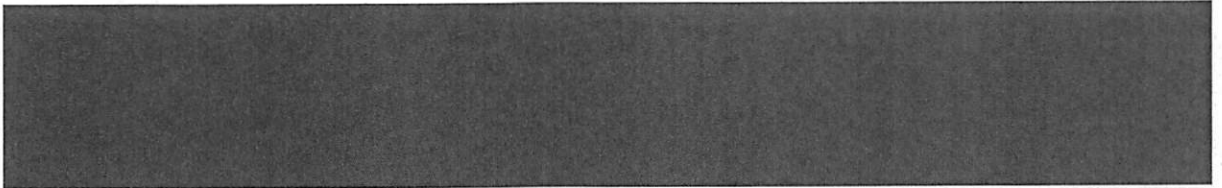
米国の刑事司法制度においては、捜査当局、検察官、裁判官、刑務所、parole office がそれぞれファンドを異にし、また、各々の利害に基づいて行動している結果、多くのひずみが生じている（たとえば、裁判官が選挙によって選出される州では、選挙が近づくと統計上有意に裁判官の量刑が重くなるとか、検察官の持つ起訴裁量の行使が人種によって差が生じているといった現象）という視点から量刑法制度を検証するゼミ。留学生が自分ひとりであるが、積極的に議論に参加したい。

(3) How Judges Decide

各回ごとに裁判官や裁判官の判断にまつわる種々の問題（裁判官と政策形成、判決文の作成、量刑などなど）を取り上げ、連邦の現役裁判官を講師に招いて、その経験談等を聴くという授業。裁判官の判断過程やメンタ

リティに関して，日本の法科大学院等でまとまった講義が持たれることは少ないと思われるので興味深い。

2 研究以外について



以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提 出 書 面 平成26年10月20日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～同月30日） 同年9月1日より 引き続きフォーダム大学ロースクール秋学期		
キーワード欄 ・フォーダム大学秋学期の授業について		

平成26年10月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡 (第10回)

平成26年9月1日から同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の授業について

(1) 量刑法政策

量刑法政策の授業において、連邦法上の mandatory minimum 下で生じた一事例(3件のカージャック(連邦犯罪)を行った被告人が, plea bargain に応じなかったために、これに応じた共犯者と比して5倍以上の懲役刑を宣告され、その後、裁判官が受刑中の被告人からの申立てを受けて検察官に働きかけ、起訴の一部を取り下げさせた事例)に関して、調査しレポートを作成した。

米国の刑事司法システムにおいて、各アクターの持つ裁量に大きな隔たりがあり、そのために多くの不都合が生じているところ、同事例は、plea bargain の下での検察官の強力な裁量、権限が集中する一方、法律上の mandatory minimum によって裁判官の裁量、権限が制限されている結果、trial を受ける権利を放棄して plea bargain を受けるか、trial を選択して(無罪評決が得られなければ)共犯者の5倍以上の罰("trial penalty")を受けるかという選択を強いることとなっているという点で、裁判を受ける権利との関係が興味深いものであった。

(2) How Judges Decide

裁判官の記録外リサーチ、主に検索エンジンを利用したものが許されるか、何らかの制限があるのかといったテーマに関してディスカッションをした回が興味深かった。

話題に上がった事例としては、目撃された黄色い帽子と特徴が一致する黄色い帽子がどの程度存在するかに関して、ほとんど存在しないという直観を確認するために、裁判官がグーグルサーチを利用し、その結果を判決文中に引用したというものであったところ、記録を離れた事実を引用しているという点で一見明らかに不適切とも思われるが、経験則がどのように形成されるか、法令のリサーチとどのように区別できるのかといった指摘が興味深かった。

2 研究以外について

[REDACTED]

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第11回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提 出 書 面 平成26年11月20日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同月31日） 同年10月1日より 引き続きフォーダム大学ロースクール秋学期		
キーワード欄 ・フォーダム大学秋学期の授業について		

平成26年11月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォードム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡（第11回）

平成26年10月1日から同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の授業について

(1) 量刑法政策

量刑法政策の授業において、Victim Impact Statement について、調査しレポートを作成した。

当初、連邦最高裁は、Victim Impact Statement を量刑資料とすることは合衆国憲法修正第8条に反する旨の判断を示していたが、その4年後の判断を覆し、不当な偏見を招くもの、方法でなければ裁判官の裁量によって、量刑資料とすることは許される旨判断したが、その二つの裁判例を比較検討するとともに、その後の裁判例の展開について取り扱った。近時においては、殺人事件の被害者の生前の生活等についてドキュメンタリータッチの映像が量刑資料として請求されたケースもあるなど（結論は証拠資料とすることについて積極）、興味深かった。

(2) How Judges Decide

裁判官の個人的なバックグラウンドが判断にどのように影響するかといったテーマについてディスカッションした回が特に興味深かった。

同性パートナーと長期的な関係にあるサンフランシスコの連邦地裁判事が、これを明らかにすることなく、同性婚を禁止するカルフォルニア州

憲法が合衆国憲法に反する旨の判断をしたという事例をもとに、このような場合に当該裁判官はケースから排除されるべきであったどうか、Civil Rights 訴訟における黒人裁判官はどうか（連邦最高裁の [REDACTED] [REDACTED] 大変保守的な立場をとっていることはどう考えるか）、更に、近時のデータによれば、娘を持つ裁判官は gender に関する訴訟（雇用差別等）においてどの政党によって推薦を受けたかにかかわらず、リベラルな立場に立つ割合が高まることが指摘されているところ、このような事情についてはどう考えられるかといった問題に関して、judicial diversity の重要性を強調するゲストスピーカーのニューヨークの連邦地裁裁判官とのディスカッションは大変興味深かった。

2 研究以外について

[REDACTED]

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第12回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提 出 書 面 平成26年12月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～同月30日） 同年11月1日より 引き続きフォーダム大学ロースクール秋学期		
キーワード欄 ・フォーダム大学秋学期の授業について		

平成26年12月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡 (第12回)

平成26年11月1日から同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の授業について

(1) 量刑法政策

量刑法政策の授業において、二つのテーマに関してレポートを作成した。一つは、2005年の連邦最高裁判決において、連邦量刑ガイドラインが advisory とされた（さもなければ憲法違反）ことに伴って、控訴審の審査が変容したこと、もう一つは、刑事手続きによる懲罰の代替としての性犯罪者の懲役刑終了後の civil confinement が二重処罰の禁止に抵触しないとされた連邦最高裁について取り扱った。

第一のテーマについては、連邦最高裁によれば、量刑ガイドラインにそった地裁判断はその合理性の推定が認められる反面、これに沿わない判断については、控訴審が独自に法定された量刑要素に基づく判断を義務付けられる点、その反面、地裁判断に対しては十分に尊重すること（"due deference"）が求められることの合理性といった論点について検討した。

第二のテーマについては、各アクターが当該性犯罪者を社会にリリースする動機が欠けている上、刑事手続と Civil Confinement の手続きが不整合に連続しているといった観点から検討した。

(2) How Judges Decide

上級審における合議体の判断過程についてディスカッションした回が特に興味深かった。

連邦高裁では、固定された合議体は存在せず、事件ごとに、3人の裁判官が選ばれて事件が配点されていること、Collegiality（同僚として仕事をする事）がとりわけ特別なことのように強調されていたことは興味深かった。また、合議体の中での lobby 活動について分析しようとする議論が存在すること自体興味深かった。具体的には、ブラウン判決で全員一致を得ようとした Warren 長官の事例、近時オバマケア訴訟において妥協的な法廷意見を書いた Robert 長官の事例といった最高裁における事例のほか、高裁で、3人合議に加わった裁判官が、その後の en banc（当該高裁所属の全裁判官が参加する上告とは異なる再度のレビュー手続き）において、当初の合議体に参加してなかった裁判官に個人的に働きかけたといった事例は、米国のシステムの在り方とともに印象に残った。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第13回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提 出 書 面 平成27年1月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～同月31日） 同年12月1日より 引き続きフォーダム大学ロースクール秋学期		
キーワード欄 ・ フォーダム大学秋学期の授業について ・ 期末試験		

平成27年1月14日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡（第13回）

平成26年12月1日から同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の授業について

How Judges Decide のクラスにおいて、いくつかの裁判例や州のプラクティスを手がかりに、収監コストや経済情勢を量刑に反映させることの合憲性、合法性、是非について検討した。

連邦システムにおいては、量刑上考慮すべき要素が法定されているが、その中には収監コスト、刑務所人員の増加や経済情勢といったファクターは含まれていない。量刑メモランダム（裁判例）の中には、これらのファクターに明示的に言及しているものがいくつか存在するが、控訴審において破棄されるものもある。各状況について分析するとともに、これらの要素が量刑上機能する余地があるかどうか、どのような場合が想定できるかについて検討した。また、ミズーリ州における収監コストを量刑裁判官に知らせるプラクティスの問題点、是非についても触れた。

2 学期末試験について

Constitutional Torts の take home exam は24時間と設定されており、特に苦勞した。

同クラスにおいては、連邦ないし州による個人の合衆国憲法上の権利侵害の裁判上の救済手続について基本的な知見を得たが、我が国の国賠法と類似

の部分もある一方で、公務員個人が賠償責任を負うのが原則とされている
(国や州は公務員の行為について必ずしも責任を負わない) といった根本的
な相違は大変興味深く感じた。

3 その他私生活について

[REDACTED]

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第14回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提出書面 平成27年2月11日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～同月31日） 同年1月 1日～11日 冬期休暇 同年1月12日～31日 フォーダム大学ロースクール春学期		
キーワード欄 ・フォーダム大学春学期の授業について ・刑事裁判所訪問，期日傍聴 ・その他		

平成27年2月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡（第14回）

平成27年1月1日から同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 春学期の授業について

2年間の留學生活の最終学期となる今学期は、当初掲げた研究テーマに深く関連する講義・ゼミのほか、刑訴法などを受講することとした。

(1) Evolution of Mass Media

1970年代にニューヨークタイムズ紙の社内弁護士を務め、著名なペンタゴン・ペーパー事件を扱った弁護士によるセミナー。同弁護士はその後メディア法の研究会を立ち上げて、同分野で指導的な立場にあったもので、臨場感をもって披露される当時のエピソードが大変興味深い。

(2) Mass Media Law

メディア業界を主なクライアントとする弁護士によるセミナーであり、日本の規制の実情等に関する発言を頻繁に求められるため、米国だけでなく、日本の法制度に関して勉強するよい機会となっている。

(3) Information Privacy Law

プライバシー情報の取得、保管、開示等に関する憲法上の問題や現在の法制度の仕組みを概観するもので、プライバシー関係のニュースや最新テクノロジーについて各自発表するアサインメントは大変役立つ。これまでに、Uberが都市計画に役立てる目的で市に対して顧客の利用情報（出発

地，到着地，所要時間等）を開示し，市がそれを一般公開するスキームに関するというニュースについて，生じうる憲法問題について発表した。

2 裁判所訪問・期日傍聴

ニューヨーク州の刑事裁判所（the Kings County Supreme Court）の [REDACTED] の courtroom を訪問させていただき，jury selection の手続きを傍聴した。選任手続を開始した後に，呼び出しをかけていた陪審員候補者が不足したのを経て，再度，候補者の呼び出しをした後の再度の選任手続であり，米国であつてもかなり異例の事態だったようで，関係者みなに疲労が見えたのが印象に残った。

3 その他私生活について

[REDACTED]

以 上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 5 回）

氏 名 畑 政 和	所属庁・官職 宮崎地方裁判所 判事補	派遣先 米国 フォーダム大学
提 出 書 面 平成 2 7 年 3 月 1 0 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 7 年 2 月 1 日～同月 2 8 日） 同年 2 月 1 日～2 8 日 フォーダム大学ロースクール春学期		
キーワード欄 ・フォーダム大学春学期の授業について ・その他		

平成27年3月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・フォーダム大学)

宮崎地方裁判所 判事補 畑 政 和

報告書簡 (第15回)

平成27年2月1日から同月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 春学期の授業について

(1) Evolution of Mass Media

ペンタゴンペーパーに関する最高裁判例、O'Brienに連なる最高裁判例において採用されている違憲審査テストの再検証、わいせつの範ちゅうに含まれない(すなわち表現の自由の保護範囲内に含まれる)indecentスピーチの規制に関するブロードキャストとケーブルの相違点、をテーマとしたレポートを作成した。違憲審査基準の選択とその適用にあり方に重点が置かれた教育がされているのはいかにも米国らしいと感じる。

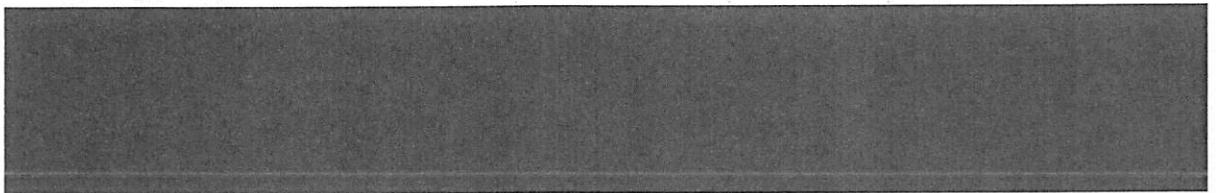
(2) Mass Media Law

反論権に関する基本判例であるマイアミヘラルド事件を題材として、インターネットメディアの出現によって同判示がどのような影響を受けうるかについて検討したレポートを作成し、クラスで発表した。Right to Reply立法について、かかる権利を紙媒体のメディアに強いることは違憲であるの点には異論はほぼないが、かかる判断を前提としても、ウェブサイト上にReplyの掲載を求めることはどうかといった点には、編集権との関係を含め議論の余地があると考えられている。

(3) Information Privacy Law

FOIA 及び類似立法に関して扱った回は特に興味深かった。ごく最近のニュースによれば、ホワイトハウスで出されるのと同じビールを自宅で醸造しようと考えたある弁護士が、そのレシピの情報開示請求をし、これが認められたとのことであったが、除外事由についてどれほど厳格に、または緩やかに考えられているかは参考になった（レシピが公開されればホワイトハウスで調理されるものの原材料に何らかの危険が生じるのではないかと（だから除外事由にあたるのではないかと）といった意見が学生から広く支持されていたのは興味深かった。）。

2 その他



以 上